

仕 様 書

甲府市平成20年度版『土木工事共通仕様書』及びこれに基づく山梨県土木部監修『建設工事必携』によること。
また、これに特に定めのない事項については、日本水道協会発行「水道工事標準仕様書」によるものとする。

なお、契約締結後、請負者は『工事に関する注意事項』（水道課水道工事担当発行）の記載内容を十分精査検討し、1部を監督員へ提出すること。

契約工期には、ガス管等の移設・臨給工事等の工期も含まれており、工程計画を綿密に立て工期内完成を厳守すること。また、工事中途において諸問題が発生したときは、早期に監督員と協議し指示を受けること。

土木工事写真管理基準に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書に基づき写真管理を行うこととするが、工事写真の提出及び形式、また整理方法については、関東地方整備局土木工事写真管理基準8.(工事写真の提出部数及び形式)及び9.(工事写真の整理方法)の項目を適用する。また、これに定めのない事項については、上記『工事に関する注意事項』を適用すること。
2. 工事写真については、電子媒体(CD-Rただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可)により、正副1部ずつ提出すること。
なお、電子媒体に対しては、最新データに更新したウイルス対策ソフトにて、必ずウイルスチェックを行うこと。
3. 電子媒体には以下の情報を明記すること。
①工事名称②工事場所③契約番号④発注者担当部署名称⑤請負者名称⑥作成年月
⑦何枚目/総枚数⑧ウイルスチェックに関する情報⑨CD-Rフォーマット形式⑩直接署名又は捺印(電子媒体の内容の原本性を証明するため)
4. 写真データは、PDF形式で保存し、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付すこと。
5. 工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物又は電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。また、検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。
6. やむを得ない理由により、電子納品ができない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。
7. ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

協議及び承諾に関する特記仕様

1. 設計内容に係る物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりその都度処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、請負者の責任により行うこと。

施工上の注意に関する特記仕様

1. 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、請負者の責任において施工するものとする。
また、労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
2. 請負者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立ち会いのうえ、民地との境界確認、施工方法・施工時期等を説明しトラブルの無いよう立会い一覧表に署名等をもらい提出すること。
また、都市再生街区基本調査によって設置された街区基準点設置区域にかかる工事においては「甲府市公共基準点管理保全要綱」に基づく必要な申請手続き及び措置を行うこと。

段階確認等に関する特記仕様

段階確認にあたり、請負者は土木工事共通仕様書及び水道工事標準仕様書によるほか、次のものとする。

1. 段階確認の施工計画作成
段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成する。なお、監督員の指示により施工計画書に含めて提出しなければならない。
2. 社内検査の実施
段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提出しなければならない。
3. 水圧検査
 - ① 配管終了後の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路の水圧試験を行う。
なお、水圧試験の方法については、監督員の指示による。
 - ② 試験水圧は0.735MPa以上で60分間保持し、自記録計のチャート紙に記録し、同芯円になっていることが確認された時、合格とする。

高度技術・創意工夫・社会性等実施状況に関する特記仕様

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、所定の様式により提出することができる。また、実施前には計画書を監督員に提出し確認を受けること。

「保険の付保及び事故の補償」に関する特記仕様

1. 請負者は、工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
2. 請負者は、工事契約締結後1ヶ月以内に建退共制度の発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめ監督員に申し出ること。
3. 請負者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去または損傷を与えた場合には、原形同等以上に復元しなければならない。

建設副産物処理に関する特記仕様

1. 建設廃棄物の適正処理
建設工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等は、廃棄物処理法に基づき当該廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処理すること。また、再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出すること。
舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表(マニフェスト)により適正に処理し、監督員に提示するものとする。
現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。
2. 建設廃棄物の処理方法
中間処理許可業者への委託処理
3. 建設廃棄物の運搬距離(参考)
アスファルト塊・コンクリート塊 1.7 km、舗装版切断濁水 9.5km
4. その他
 - ① 工事請負後、速やかに施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 中間処理業者に委託する段階で、泥、ゴミ、木片、金属類等を混入させないこと。
 - ③ 中間処理業者に持ち込み後、速やかに建設廃材の処理状況を作成し、監督員に提出すると共に、工事関係書類に添付すること。
 - ④ 受け入れ数量及び、中間処理業者が明記された受領書を委託時に受け取り、工事関係書類に添付すること。
 - ⑤ 地中部分の構造物について設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。
 - ⑥ この特記仕様書に明記されていない場合は、監督員の指示に従うこと。
 - ⑦ この特記仕様書によりがたい場合または、疑問を生じた場合は、監督員と協議すること。
5. 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出
本工事は、建設副産物実態調査(センサス)の対象工事であり、請負者は「再生資源利用[促進]計画書(実施書)入力システム」により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。
工事完了後は、速やかに当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データをフロッピーディスク等により監督員に提出するものとする。
なお、入力した電子データは自社で1年間保管するものとする。

埋戻しに関する特記仕様

1. 埋戻しに使用する土は、設計図書に指定されたものとし、塵芥その他の有害物は用いないこと。
2. 埋戻し工及び掘削工は、工程に基づき、確実に連携を保ちながら施工すること。
3. 埋戻しは、必ず排水したのちに実施し、水中埋戻しは行わないこと。
4. 埋戻しは、指定された埋戻し用の砂、碎石または良質土を使用し、設計図書で指定しない限り一層20cm以下に敷広げて、管上60cmより十分締め固めを行い、沈下が生じないよう施工すること。なお、構造物の周辺は特に念入りに締め固めを行うこと。
5. 埋戻しの際には管渠、その他の構造物に損傷、管の移動等が生じないように施工すること。
6. 埋戻しを行うに当たっては、地盤に存在する有害な雑物を、その施工に先立って除去すること。
7. 埋戻し後は、復旧までの期間常時埋戻し路面の維持補修に努めること。
8. 埋戻し路床仕上面は、均一な支持力が得られるよう施工すること。
9. 前項の支持力については、道路占用許可条件によること。
10. 監督員より指示があった場合には、支持力について所要の試験を行い、その結果を監督員に提出すること。

使用材料等に関する特記仕様

1. 甲府市上下水道局が使用承認した機材を使用すること。
2. 上記以外のもので、現場の形状寸法や構造上やむを得ず使用する場合は甲府市上下水道局の承認を得ること。

配管工に関する特記仕様

1. 配管工事に従事するものは、当局主催の技術講習会もしくは第三者機関実施の管種・口径に応じた技能講習※1・2を受講し、配管に関する十分な知識・技能を有し、かつ、甲府市上下水道局に配管工として登録されたものであること。
ただし、局の配管工登録が無く、必要な知識・技能を有していると判断される場合は、上下水道事業管理者に登録を申請、承認手続きを経たうえで工事を行わせることができる。

※1 耐震継手管・・・(社)日本水道協会主催
「配水管工技能講習会 I (一般・耐震)」
「配水管工技能講習会大口径管(φ500mm以上)」

※2 水道配水用ポリエチレン管
・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催
「水道配水用ポリエチレン管・継ぎ手施工技術講習会」

水道配水用ポリエチレン管に関する特記仕様

1. 配管工事の施工者については、着工前にあらかじめ監督員と協議し指示を仰いだ上で、既定の施工手順・接合方法を確認・習得するとともに、注意事項を遵守し、安全かつ適切な施工をすること。
2. 管の取扱いにおいては、特に傷がつかないように注意し、紫外線・火気からの保護対策を講じるとともに、放り投げたり引きずったりすることは避ける。また、内外面に損傷・劣化が見られる場合は、その部分を切り落として使用すること。
3. 水場・降雨時・降雪時等には、EF（融着）接合を行ってはならない。融着接合中のEF接合部では水が付着することを厳禁とする。但し、やむを得ない場合は、監督員の了承を得て、水替え・雨除け等の必要な措置を講じ、接合部の水付着を防止すること。
4. コントローラは共用コントローラとする。また、使用する発電機は、交流100Vで必要な電源容量（概ね2KVA）が確保されたものをコントローラ専用として使用すること。
5. 管の保管は、屋内保管を原則とし、出荷時の荷姿のまま保管すること。現場で屋外保管する場合は、シート等で直射日光を避けるとともに熱気がこもらないように風通しにも配慮すること。
6. 管の保管は、平坦な場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないように横積みし、井桁積みはしないこと。
7. 継手の保管についても、屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合は出荷時の荷姿（ダンボール箱内でビニル袋による梱包）の状態のままシート等で覆うこと。
8. 管・継手ともに、土砂・洗剤・溶剤・油等が付着する恐れのある場所及び、可燃性のため火気・熱源の傍には置かないこと。
9. トラック等での運搬・積み降ろしの際には、クッション材等で保護し衝撃を与えないこと。
10. 施工については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会、水道配水管用ポリエチレン管及び管継ぎ手『施工マニュアル』に準じて施工及び管理を行うものとする。

安全管理に関する特記仕様

1. 交通管理
工事区域内の円滑な道路交通を確保するために、甲府市または山梨県土木部発行「道路工事交通保安施設設置基準」（以下「設置基準」という）に示した安全施設について、工事現場内における標示施設・防護施設の設置及び交通誘導員の配置、並びにこれらの管理の取り扱いを次のとおりとする。ただし、現場の状況により柔軟に対応し、第三者の安全には十分留意すること。
2. 一般事項
 - ① 工事を行う場合は、所轄警察署、道路管理者等との協議及び安全施設類設置参考図書に基づき必要な道路標識の設置、交通誘導員の配置を行うほか工事の起終点に必要な標示板を設置する。
 - ② 夜間作業または昼夜間作業を行うときは、通行者に工事区間及び通行制限状況が明確に確認できるように必要な措置をとる。
 - ③ 一般車両の侵入を防ぐ必要がある場合は、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて、赤ランプ、標柱等を用いて現場を囲む。
 - ④ 工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置し、修繕・塗装・清掃等の維持を常時行うほか、夜間において遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施す。
 - ⑤ 「片側交通止め」をして工事を行う場合は、通行を許す部分の路面は、常に良好な状態に維持して交通に支障を与えてはならない。
3. 特記事項
 - ① 交通制限の形態
所轄警察署、道路管理者等との協議による。
 - ② 保安施設の設置時間
作業時間中は、設置基準により交通誘導員を配置する。
現場着工前2週間以上前に工事予告板を設置する。
現場着工時に基準書により、必要な安全施設を設置する。
工事終了後、現場の後片付け等、交通開放に充分安全な期間まで、保安施設を設置し、現場を管理すること。
 - ③ 夜間作業を休止する時間は、通行者に明確に現場の状況が判別できるよう、十分な照明、保安灯等を配置すること。
 - ④ 休憩時間等、作業を休止する場合も、通行者の安全に充分留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置すること。
 - ⑤ 所轄警察署、地域住民、公共交通機関、第三者との協議による安全施設の変更は柔軟に対応し、交通の安全には十分留意すること。
4. 交通誘導員
本工事の施工に際し、現場の安全管理のために下記のとおり交通誘導員による交通誘導警備業務を実施するものとする。なお、④の(1)から(8)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、1級または2級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に1人以上配置すること。また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。
 - ① 交通誘導員の配置人員： 工事現場内 2人以上
 - ② 交通整理の時間帯： **作業時間中(休憩時間を含む)**
 - ③ 交通整理の期間： (工事期間中)
 - ④ 警備員等の検定に関する規則第2条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する主要路線は次のとおりである。

(1) 国道20号：山梨県の全域	(2) 国道52号：山梨県の全域
(3) 国道137号：山梨県の全域	(4) 国道138号：山梨県の全域
(5) 国道139号：山梨県の全域	(6) 国道140号：山梨県の全域
(7) 国道141号：山梨県の全域	(8) 国道358号：山梨県の全域

安全教育・訓練等の実施に関する特記仕様

- 安全教育・訓練等の実施
本工事の施工に際し、現場に則した安全教育・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を適宜選択し安全教育・訓練等を実施するものとする。
 - 安全活動のビデオなど、視聴覚資料による安全教育
 - 本工事内容等の周知徹底
 - 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - 本工事現場で予想される事故対策
 - その他、安全教育・訓練等として必要な事項
- 安全教育・訓練等に関する計画書の作成
施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全教育・訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。
- 安全教育・訓練等の実施状況報告
安全教育・訓練等の実施状況を写真撮影及び実施状況表、工事日誌等に記録し、工事完成時に竣工書類へ添付し監督員に報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、すみやかに中間報告するものとする。

建設機械に関する特記仕様

- 排出ガス対策型建設機械の使用
本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成16年9月1日までに装着したものに限る。)を使用するものとする。
ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。
また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの〔油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機〕) ・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上272kW以下)を搭載した建設機械に限る。

- 低騒音型建設機械の使用
本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改定 昭和62年3月30日付建設省経機発第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日付建設省告示第1536号 最終改定 平成13年4月9日付建設省告示第487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。
ただし、これにより難い場合は、その事由を証明する書類を提出の上、監督員と協議すること。
また、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。
- 配管材料等の積み卸し機械
水道配管材料等の吊込みに使用する機械の内、φ350mm以下の吊込みについては、クレーン付きトラック(4t積-2.9t吊)に換えて、現場の作業条件に応じた吊り能力を有する「クレーン機能付バックホウ」を使用することができる。

建設発生土に関する特記仕様

- 建設発生土の搬出先に関する承諾
本工事の建設発生土は山梨県建設副産物処理基準に定める「指定処分B」として取り扱うため、請負者は、建設発生土の搬出先について、受入地名・運搬距離・運搬経路・その他諸条件等を監督員に提出し、発注者の承諾を得ることとする。なお、設計運搬距離は実際の運搬距離に応じて変更できるものとするが、運搬距離が8km以上の場合、請負者はその選定理由を明確にしなければならない。
- 建設発生土の搬出先市町村への情報提供
請負者は、本工事から建設発生土を当該工事現場の市町村から、他の市町村へ100㎡(地山量)以上搬出する場合は、搬出前に指定様式により搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。
なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。
 - ① 工事件名、工事概要、工事場所
 - ② 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
 - ③ 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
 - ④ 建設発生土の運搬業者名
 - ⑤ 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
 - ⑥ 建設発生土の発注場所から受入先までの運搬経路
 - ⑦ 建設発生土の搬出時期
 - ⑧ 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(㎡)
※搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

下請施工体系図の作成及び提出に関する特記仕様

- 下請施工体系図の作成及び提出
「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。
また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。ただし、メールによる提出も可能なものとし、この場合は、後日、打合せ簿を提出するものとする。